

もくじ

みんな
月刊ねっと

2016年
7月号 通巻第111号

【表紙の絵】 織田信生

お知らせします みんなねっとの活動 2

特集

みんなねっと「政策委員会」の取り組み①

医療保護入院と家族の同意、患者の移送問題と早期退院などについて、どう考えるか(野村忠良) 6

精神科医療の現状と改革の展望

【連載第4回】精神医療政策を見直さない日本(氏家憲章) 18

私と家族の手記「統合失調症の娘と共にあゆみ続けて23年①」(濱崎智熙) 22

街の診療所からのお便り【連載110】(増本茂樹)

…自由に生きるのが基本ですが自由が不安なこともあります… 26

知ることは生きること

(連載7回)なぜ、経済的支援なのか(経済的支援特集①)(青木聖久) 30

真澄こと葉のつれづれ日記(第64回) 34

みんなのわ——読者のページ・地域の話 36

お知らせします みんなねつとの活動

■平成28年度定期総会報告

5月26日(木)に東京セミナ
ー学院で開催されました。

今回の総会は、みんなねつと
設立10周年、役員改選となる節
目を迎えました。

厚生労働省障害保健福祉部精
神・障害保健課長田原克志氏、
顧問弁護士樫尾わか那氏、顧問
税理士富岡美也子氏にご列席、
顧問の白石弘巳氏にもご参加い
ただきました。

平成28年度重点課題(5月号
4頁参照)とした事業計画、予
算、決算、活動報告、災害対策
特別決議が承認されました。

以下、事業計画「はじめに」
を掲載いたします。

『本会は、平成18年11月30日
に前身となる特定非営利活動法
人を発足させた。その後、平成
22年7月1日一般社団法人とし
て設立、同年12月22日公益社団
体法人全国精神保健福祉会連合会
として変更承認を経て、本年は
設立10周年を迎えた。

精神障害者家族会は約半世紀
前の昭和30年代に地域で悩める
家族が相談しあうことや精神科
病院で家族が学習することから
誕生した。ここに社会にむけた
運動をすすめることが加わり、
癒し(相談)と学習と運動が家族
会の軸となった。

…《中略》…

平成28年4月には障害者差別

解消法が施行された。市民間の
差別に留まらず、障害者間の差
別に対し、当会もこの促進と定
着に寄与していきたい。

とはいえ、歴然とある精神障が
い者当事者への人権侵害を絶対
に許すことは出来ない。とりわ
け、精神保健福祉法(精神保健及
び精神障害福祉に関する法律)に
おける、保護者に関する規定削
除にともなって当然廃止される
べきであった医療保護入院が廃
止されずにある。医療保護入院
に「保護者の同意」が「家族等の
同意」として形を変えて存続し
ている。家族扶養・自助が前提
とされているが、本来、公的責任
において社会的扶養・公助を原
則としてしかるべきである。

わが国の精神保健医療は、世

界に類をみない長期入院という状況下にある。これは、「精神障がい者は危険」「精神病院に入院させるべき」との科学的教育の欠如とあいまって、社会的偏見や差別として形成され助長・増幅されている。そして、精神科特例に見られる低医療費制度体系は長期入院と表裏一体の問題でもあることを忘れてはならない。

精神疾患があっても、人として地域生活を送ることができ、感覚を世間に浸透させることなしに、人権侵害は解消しない。必要なきに子どもを預け、必要なきに医療が受けられ、必要所得を得られる仕事や社会保障制度を利用しながら、生活を送るのは一般市民にとっても

同じである。現に多くの医療的ケアを必要とする人々も在宅ケアで生活を送れるようになってきている。なぜ、精神疾患を持つものだけが、入院の必要がなくなっても病院に閉じ込められていなければならないのか。

また、何かのときに地域社会に受け入れられるようにするには、当事者、家族にのしかかる過剰な負担の実情を伝え、啓発教育が大切である。偏見や差別が除去されてこそ普通の生活を送れる。これは何も精神疾患をもつものだけでなく至極一般的に共通することではないのか。私たち「みんなねつと」は、当事者・家族が当たり前の生活を送れるようになるために会員の総意と創意で、社会に影響力を

持てる団体となるように、活動していく。そのためにも国際的な視野をもち情報集約と発信も重要な役割としていきたい。』

「みんなねつと災害対策本部」の設置について

4月14日前震、16日本震が発生した熊本地震は、震度7以上が2回観測され、今後の余震も予測が出来ない状況にあり、甚大な被害を及ぼしています。当会では、災害対策本部を設置いたします。

被災状況については、熊本・大分両県連への聴取、事務局長の熊本被災地視察（JDF視察団として）を通じて情報収集してまいりました。

施設や福祉サービスを利用さ

れている方の安否確認ははじま
つていますが、在宅の方たちの
実態把握にはおよんでいません。
また、益城町などの精神科病院
も閉鎖せざるを得ず、転院など
の手續もすすめられています。が、
外来通院等を含め今後の医療の
あり方などの課題が残ります。

私たちとしては、できるだけ
早く支援が届くよう、JDF災
害対策本部との連携による支援
などを進めていきたいと考えて
います。

また、義援金の募集をおこな
いますので、全国のみなさまの
ご支援ご協力をよろしくお願
いいたします。

○義援金口座

郵便口座番号【店名】

〇一八（ゼロイチハチ）

【店番】 018

【預金種目】 普通預金

【口座番号】 0215592

【名義】 公益社団法人全国精神
保健福祉会連合会

※この義援金は確定申告の際の
寄付金控除の対象になります。
県連でまとめて送金いただいた
場合でも、氏名、住所、金額
送金日を連絡いただければ、受
領証を発行いたします。

平成28年度新役員

総会で新役員を選出し、理事
会互選で三役は再任となりまし
た。

新役員は、下記の表をご覧く
ださい。なお、（新）は、新し
く役員になられた方です。

役職	氏名	所属
理事長	本條義和	兵庫
副理事長	木全義治	愛知
副理事長	松澤勝	東京
理事(新)	鈴木通康	山形
理事	飯塚壽美	埼玉
理事(新)	岡田久実子	埼玉
理事	眞壁博美	東京
理事	星真人	新潟
理事	倉町公之	大阪
理事(新)	鶴川克己	岡山
理事	吉村美登利	香川
理事(新)	林田協子	熊本
理事	堤年春	神奈川
理事	奥田和男	奈良
理事	野村忠良	東京
理事	畑中茂	千葉
理事	青木聖久	有識者
理事	羽藤邦利	有識者
監事	興野憲史	栃木
監事	古池源造	茨城

■精神障害者の交通運賃に関する
請願

みんなねっと史上初の請願署
名にご協力いただきましてあり

がとうございました。

5月13日に請願統一行動24日に最終請願し、全部で62万4520筆を提出することとなりました。精神障害者は、障害のない人に比べ、格差があるとともに、他の二障害の人に比べても格差がある。その象徴的なものとしてJR等交通運賃問題を一昨年から取り組んできました。2014年度にJR等運賃割引における格差是正プロジェクトチームを立ち上げ、最初に行ったのが交通運賃に関する全国アンケート調査でした。この集約結果について2015年4月27日には厚生労働省記者会見室で記者会見を行ない、これを皮切りにみんなねつと史上はじめての全国一斉請願署名活

動をスタートさせました。この中で、幅広い団体・個人の方にご協力の依頼をいたしました。

本年3月15日国会要請中央行動を行ない、午前中衆参両議院の43名の国會議員（国土交通委員が中心）に請願予定についての要請。また、午後に参議院会館で「障害者差別解消法で明日を開く」をテーマに院議内学習会を開催しました。更に、場所を前年同様の厚生労働省記者会見室で、みんなねつとだけでなく精神障害の関連8団体による合同会見を開き、多くの団体のご協力が目にみえるかたちとなり、最終版の署名活動を展開してまいりました。

また、当会ホームページ等から用紙をプリントし、一筆二筆

でも郵送で届けられる自主的な署名も多く、みなさんのご支援を頂けたことは大きな励みとなりました。誠に感謝いたします。

その結果、去る5月13日に、62万筆を超える署名を携え、要請団162名（17グループ編成）で、紹介議員180名に請願要請してまいりました（募金約260万円）。

今後、請願採択されることを強く望みます（5月28日現在衆議院国土交通委員会に付託されました）。今後は、交通事業者各社への要請、総務省行政評価局への斡旋要請などを展開いたします。

みなさんのご協力に感謝いたします。本当にありがとうございます。（事務局長 小幡）

医療保護入院と家族の同意、患者の移送問題と早期退院などについて、どう考えるか

みんなねっと「政策委員会」の取り組み①

みんなねっと理事・政策委員

野村忠良

この特集では、「みんなねっと」に設置されている「政策委員会」についてのどのような役割を担っているのか、できるだけ分かりやすくお伝えしたいと思います。

まず最初に、「みんなねっと」とはどんな組織なのかについて、お伝えしてから、政策委員会について述べていきたいと思えます。

全国の中央組織としての「みんなねっと」について

全国すべての都道府県には、それぞれ統合失調症や躁うつ病の患者さんの家族の会があります。各都道府県内の家族会が集まって、それぞれの都道府県ごとに連合会を作っています。

たとえば東京都では、都内の23区や多摩地域のほとんどの区や市に地域の家族会があり、他に数力所の精神科病院の家族会

もあります。それらの家族会が集まって、「東京都精神障害者家族会連合会」を構成しています。現在は53の家族会が所属していますが、加入していない家族会もあります。

都道府県の家族会の全国組織

現在、すべての都道府県に、それぞれ一つずつの家族会連合

会があります。その47の都道府県連合会が集まって、全国組織を設けています。それが「みんなねっと」です。「みんなねっと」は通称で、正式名称は「公益社団法人全国精神保健福祉会連合会」です。法人として、民間の立場から公益の増進を目的とする中央組織です。

本人・家族の願いを実現する

みんなねっとと都道府県連合会との関係ですが、みんなねっとは47都道府県の連合会の上部組織ではありません。家族の願いとそれに関連する公益を実現することを目的とする47の連合会が、団結して全国的な活動を行なうための法人組織です。年

に1回の総会を開き、理事を選出して、毎年数回の理事会で活動のあり方を検討し、総会に提案・報告しています。理事会は、総会で決まったことを実行します。東京に事務局を置き、現在は常勤職員4人と非常勤職員数名を雇っています。

「みんなねっと」の財政基盤

「みんなねっと」という月刊誌があります。いま、皆様をご覧になっているこの冊子です

が、これは、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会により発行されています。この冊子は、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の賛助会員になってくださっている方々に配布しています。賛助会員には、家族会の会員をはじめ、いろいろな方々がなったださっています。いま、全国に1万2千人います。その会費と、都道府県連合会からの会費で、みんなねっとは運営されています。

みんなねっとにおける「政策委員会」の役割について

みんなねっとには、いくつかの委員会やプロジェクトチームがあります。その一つとして、

政策委員会があります。これまでは活動してきましたが、昨年、専門家6人

加え、総勢12名で新たに動き始めました。

国の法制度の検討会に意見表明

なぜ、活動を始めたかということ、このところ、障害者に関する様々な法律の見直しや施行の時期を迎えており、みんなねつとは全国の精神障害者の家族を代表する一団体として、次々と設けられる国の検討会での意見表明を求められているからです。政策委員会では、それらの検討会で取り上げられる法律制度のテーマについて、本條理事長ほか検討会に出席する理事たちを囲み、専門家の委員から助言を受けながら、みんなねつとしての意見のまとめを行なっ

ています。規程では理事会の諮問機関になっており、理事会から示されたテーマについて検討を行ない、みんなねつとしての意見の案をまとめて理事会に提出します。理事会では、この案を検討して正式意見を定め、外部に公式に表明します。

みんなねつとの意見をまとめる方法として、本来なら全国都道府県連合会の代表たちが集まって意見交換をして、理事会でまとめ上げることができればよいのですが、国は矢継ぎ早に、様々なテーマについて検討会やヒアリングなどの日程を決め、みんなねつとに出席を求めてきますので、事前に意見をまとめるための十分な時間が取れませ

ん。それで理事会は、政策委員会から支援を受けています。

政策委員会の構成メンバー

政策委員会の構成メンバーは、専門家の委員が6人、家族の委員が5人、それに事務局長が1人で合計12名です。

専門家の委員は、五十音順に、青木聖久委員、池原毅和委員、白石弘巳委員、寺谷隆子委員、長谷川利夫委員、羽藤邦利委員で、それぞれ、福祉、法律、精神医療の専門家です。

家族の委員は、みんなねつとの本條義和理事長、木全義治副理事長、松澤勝副理事長、堤年春理事、野村忠良理事の5名。それに職員の小幡恭弘事務局長です。

これまでに3回の会議を開催

政策委員会の最初の会合は、平成28年1月7日に開かれまして、第2回は2月11日、第3回は4月16日でした。専門家の委員は、それぞれ精神障害者支援の分野で先頭に立って活躍しているので本当に忙しいのですが、全員出席を確保するために、自ら会議を休日や夜に開くことを提案し、3回のうち2回は全員が集まったの会議となりました。どの専門家の委員も、家族の苦境に深い共感を持ってくださっており、無報酬での参加となつています。

専門家の委員の志

政策委員会での討論の結果の

まとめ方については、専門家の委員の方々から、「最後の結論は、家族の委員を中心にまとめたい」との意見がありました。「家族」を私心のない熱意で支え、法律制度の改革を、精神障害がある方とその家族の尊厳・人権を守るために進めようとなさっている専門家の委員の方々の高潔な志に、家族の委員一同、深い感動を覚えています。

厚生労働省検討会のテーマ

厚生労働省では、本年1月7日午後、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」第1回を開催し、「精神保健福祉法」の改正後3年の見直しに入りました。

精神保健福祉法というのは、精神障害者に関する唯一の福祉法ですが、その中では精神科の強制入院について詳しく定められています。平成25年に改正が行なわれ、この法律のなかで定められている「保護者制度」が廃止され、「治療を中断している者に精神科医療を受けさせる義務」などの家族の義務はすべてなくなつたのですが、たった一つ、強制入院の一つである「医療保護入院」のときに、「家族等の同意」を必要とするという規定は残されました。「医療保護入院」という制度は、本人が治療を拒否しているために、自分の意思で入院する「任意入院」が使えず、自殺や他人を殺傷す

る恐れのある精神障害者を強制的に拘束して入院させる「措置入院」も、それほどの切迫した状況にはないために使えないときに、本人と周囲の人々の利益と安全を確保するためとして、よく使われています。

厚労省の検討会では「医療保護入院のあり方」が、見直しの一つのテーマとして取り上げられました。もう一つのテーマは、「地域精神保健医療体制のあり方」です。

この検討会では、本條理事長からみんなねつとの意見として、医療保護入院で入院するときと入院中に、「本人の意思の決定と表明」について議論すべきことと、その時に、一般の医療で行なわ

れている「医師による治療方法の説明・提案に患者が同意してから治療を始める」やり方を参考にすべきことが述べられました。それに加えて「一般市民の精神保健」についても検討するよう提案がなされました。

この日の夜には、第1回目の政策委員会が開かれ、検討会に出席した本條理事長から厚生労働省第1回検討会の報告がありました。

厚労省検討会のヒアリング

厚労省の第2回検討会が2月25日に開かれ、精神障害関係団体からのヒアリングが行われました。内容は、「医療保護入院」についてです。これに向けて、

政策委員会ではみんなねつととしての意見を事前にまとめ、木全副理事長が出席してその意見を述べました。当日、本條理事長は出席していましたが、厚労省の検討会委員として聴取する側に居たため、代わりに木全副理事長が代表として意見を述べました。

その内容は、本年4月号「みんなねつと」誌の2ページから5ページにかけて「知っておきたい精神保健福祉の動き」に、第1回検討会の様子とともに報告されています。

ヒアリングで述べられた意見

木全副理事長が述べた意見を、ここでもう一度お伝えします。